
出席議員（17名）

1番	吉田謙治	君	2番	大橋武彦	君
3番	平間康弘	君	4番	笠松均	君
5番	吉田清	君	6番	小田部峰之	君
8番	安藤義憲	君	9番	平間幸弘	君
10番	桜場政行	君	11番	大坂三男	君
12番	平間奈緒美	君	13番	佐々木裕子	君
14番	高橋たい子	君	15番	広沢真	君
16番	白内恵美子	君	17番	吉田和夫	君
18番	石森靖明	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸英義	君
会計管理者兼 会計課長	佐藤正人	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	藤原輝美幸	君
まちづくり政策課長	熊谷英樹	君
財政課長	大山薫	君
税務課長	渡辺潤	君
町民環境課長	犬飼美江子	君
健康推進課長	小林威仁	君
福祉課長	三浦英明	君
子ども家庭課長	天野敬	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	宮 武 靖 洋 君
商工観光課長	吉 野 真 佳 君
都市建設課長	佐 藤 康 弘 君
上下水道課長	平 間 一 行 君
危機管理監	太 田 健 博 君
技術管理監	関 隆 行 君

教育委員会部局

教 育 長	古 積 裕 一 君
教育総務課長	杉 本 龍 司 君
スポーツ文化振興課長	畑 山 慎太郎 君

その他の部局

代表監査委員	関 場 孝 夫 君
--------	-----------

事務局職員出席者

議会事務局 長	鹿 又 博 文
次 長	伊 藤 純 子
副 参 事	大川原 真 一
主 事	加 藤 峻

議 事 日 程 （第4号）

令和8年6月10日（水曜日） 午前9時30分 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

(13) 平 間 幸 弘 議員

(14) 大 坂 三 男 議員

第 3 選挙第2号 柴田町選挙管理委員及び補充員の選挙について

第 4 議案第2号 柴田町町税条例の一部を改正する条例

第 5 議案第3号 柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

第 6 議案第4号 柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

- 第 7 議案第 5 号 財産の取得について（小型消防ポンプ付軽積載車）
 - 第 8 議案第 6 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
 - 第 9 議案第 7 号 令和 8 年度柴田町一般会計補正予算
 - 第 10 議案第 8 号 令和 8 年度柴田町介護保険特別会計補正予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（石森靖明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石森靖明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において4番笠松均君、5番吉田清君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（石森靖明君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

9番平間幸弘行君、質問席において質問してください。

〔9番 平間幸弘君 登壇〕

○9番（平間幸弘君） 9番平間幸弘です。大綱3問、質問いたします。

1問目、町道四日市場1号線ほか2路線道路改良工事の計画は。

町道四日市場1号線の道路改良工事は、県道52号線から直接岩沼方面へとつながるアクセス道路として、本町の交通ネットワーク及び利便性向上において非常に重要な路線として計画されています。令和8年度の当初予算においては、道路用地等の購入費として2,650万円が計上されており、いよいよ事業が本格化していくものと期待を寄せているところです。

そこで、この道路改良工事の全体計画と今後の見通しについて、以下の3点を伺います。

1) 用地取得から工事完了、そして実際の供用開始に至るまで、どのようなスケジュールを想定しているのか、具体的な完成の目途をお示してください。

2) 本路線の整備に伴い、周辺道路の交通量の変化も予想されます。特に上槻道踏切から北

側の区間について、道路の拡幅や安全対策を行う計画はあるのか伺います。

3) 道路の改良、開通によって車両の通行量が増加、あるいは流動が変化することが懸念されます。当該地域における、大変申し訳ございません、この後の「補導活動の連携」とありますが、「歩道の確保」に修正をお願いします。申し訳ございません。当該地域における歩道の確保を含め、子どもたちの通学路として安全性をどのように確保していく方針か、具体的な対策を伺います。

大綱2問目、**今年度の桜まつりの車両の規制とその対応は。**

柴田町の「しばた桜まつり」は、県内外から多くの観光客が訪れる本町最大の観光イベントであり、その円滑な運営と安全管理には日々ご尽力されていることと存じます。しかしながら、安全のための「車両規制」の運用において、配慮を要する事案について町民の方から切実な声をいただきました。

がん治療等による体力の低下から、一時的あるいは日常的に移動が困難となり、実質的な障害を抱えるに至った町民の方がいらっしゃいます。この方がご家族の運転する車で船岡城址公園へ桜の見学に訪れた際、「車椅子を利用しているものの、障害者手帳の提示がない」との理由から、さくらの里前駐車場まで車で登ることを断られ、結果として体調の兼ね合いもあり、桜を観ることを断念して帰らざるを得なかったという事象が発生いたしました。

手帳の有無という形式的な基準だけでなく、実際の歩行困難な状況や体調に応じた柔軟な対応がなされるべきであったと考えます。

そこで、今年度の桜まつりにおける実際の車両規制の対応状況と現場の判断基準がどうなっていたのか、また、今後のユニバーサルデザインの視点に立った観光地運営に向け、手帳を持たない歩行困難者等への配慮・救済措置についてどのようにお考えか、その認識を伺います。

大綱3問目、**滝口町政24年の総括を。**

滝口茂町長におかれましては、平成14年の初当選以来、6期24年の長きにわたり、本町のかじ取り役として卓越した手腕を発揮され、柴田町の発展と住民福祉の向上に全力を尽くしてこられました。

この24年間を振り返りますと、平成23年の東日本大震災、また、令和元年の台風19号による甚大な豪雨災害など、激甚化する自然災害への危機管理や復興への対応をはじめ、町政運営におけるご苦勞は筆舌に尽くしがたいものがあつたと推察いたします。そうした幾多の困難を乗り越えながら、協働のまちづくりや都市基盤の整備、子育て・教育環境の充実など、今日の柴田町の礎を築いてこられました。

今ここに、改めてこれまでの多大なるご功績に敬意を表するとともに、長きにわたる「滝口町政24年間」の歩みを振り返り、町長の、ご自身がどのような思いで本町を率いてこられたのか、その「総括」と本町の未来へ託す思いを伺います。

以上です。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。1問目の1点目、2点目、町長。1問目の3点目、教育長。2問目、3問目、町長。

最初に、1問目の1点目、2点目、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平間幸弘議員、大綱3点ございました。私が回答すべき部分についてご回答します。

まず1点目、四日市場1号線ほか2路線の完成時期、見通しです。

四日市場1号線ほか2路線道路改良事業については、令和5年度に基礎調査を開始し、令和6年度に国の防災・安全交付金事業に採択されました。令和6年度には、実施設計として、現地測量、地質調査、軟弱地盤解析及び道路設計を行い、令和7年度に用地買収面積を確定するための用地測量と、橋梁の予備設計、詳細設計を発注し、今年度に繰り越して事業を進めております。現在は、五間堀川の管理者である宮城県と河川協議を行いながら、用地買収に向け準備を行っているところです。

現時点でのスケジュールについては、用地買収に1年、軟弱地盤対策工事に2年、橋梁工事に4年、旧橋梁の撤去や側溝・舗装等の工事に2年の期間が必要となります。一部重複しての施工年度があることを考えると、用地買収から工事完了まで約8年の期間を要することから、令和15年度内の供用開始を想定しています。

なお、交付金の配分額や、用地交渉、各関係機関との協議などの進捗状況によって、変更となることがあることをご理解ください。

2点目、上槻道踏切から北側の道路拡幅計画です。

ご質問のあった上槻道踏切から計画道路までの区間については、町道四日市場1号線の一部で、延長約100メートル、有効幅員4.3メートルの道路となっております。

今回の事業では、通学路であることが採択条件であり、ご指摘のあった当該区間は通学路の指定を受けていませんので、道路拡幅等の計画は現在しておりません。四日市場1号線の供用開始後においては、交通量の変化等を注視しながら、道路拡幅などについて検討してまいります。

まずは以上です。

○議長（石森靖明君） 次に、1問目の3点目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（古積裕一君） 平間幸弘議員、大綱1問目の3点目、子どもたちの通学の安全性確保はについてですが、本町の通学路につきましては、毎年、児童の安全を最優先に、PTAや地域の皆様のご意見を伺いながら各学校において設定し、町教育委員会が承認しております。これまでも新たな道路が整備された場合には、事前にPTAや学校と協議し、その周辺の交通状況や周辺環境を十分に確認した上で通学路の変更をしてきたところです。

通学路の安全確保につきましては、交通量の多い交差点や歩道のない道路などを中心に、見守り隊や地域住民の皆様のご協力をいただきながら、児童が安心して登下校できるよう努めているところです。

また、大河原警察署、スクールガードリーダー及び町関係課と連携し、合同点検を定期的実施し、危険箇所の把握と改善に努め、学校においては、通学路の安全な歩き方など交通安全教育を実施しております。

現在、計画を進めている町道四日市場1号線の道路改良においては、歩道が設置されますので通学路の安全性の確保は図られますが、一方で、開通後は車両の通行量の増加や交通の流れも変わってくることから、今後、関係機関と十分に協議し、児童の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（石森靖明君） 次に、2問目、3問目、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 2問目、桜まつり車両の規制の対応でございます。

まずは、平間議員にご相談いただいた町民の方に不快な思いをさせてしまったことに対し、おわびを申し上げます。議員がおっしゃるとおり、障害者手帳の有無だけにとらわれず、柔軟な対応を取るべきであったと思っております。

桜まつり期間中のさくらの里前駐車場は、障害をお持ちの方、妊婦の方、体の不自由な方など専用のおもいやり駐車場として開放しており、事前に交通誘導を委託している業者にもその旨を伝えておりました。しかし、今回議員にご相談があった方以外にも数件、同様の事案があり、実行委員会ではその都度、警備員に直接指導しておりましたが、徹底されていなかったようで、重ねておわびを申し上げます。

なお、一般のお客様でも、坂道を歩くのが大変な方への対応として郷土館前からさくらの里までのシャトルバスを運行しており、今後も訪れる方の視点に立ち、誰もが不自由なく楽しんでいただける桜まつりとなるよう、思いやりの精神を忘れず柔軟に対応していくことを実行委員会の内で改めて共有し、関係者にも指導してまいります。

大綱３点目、私の24年間の総括でございます。

詳しくは最後に、議会最後にさせていただきたいと思っておりますので、ここでは筋だけにさせていただきます。

私が町長になろうとしたのは、当時、町なかに閉塞感が漂っていましたので、１つに、柴田町の政治を変えたい、新しい風を吹かせたいという思いと、２つに、桜のまち柴田の魅力を全国の人に知ってもらいたいという思いでした。

私の具体的な夢は、白石川堤一目千本桜と船岡城址公園に分断されていた２つの桜の名所をさくら連絡橋で結ぶことと、新しい図書館を造ることでした。首長という場を与えられ、夢の実現に向けた取組を始めようとしたところ、現実はそう甘くはなく、財政は火の車で、いつ財政が破綻してもおかしくない財政状況に啞然としたところでした。

そのため、このままの町政ではじり貧になるとして、３町合併によって活路を見いだす動きが起こり、二度の３町合併問題で町内が二分し、町民と一体となったまちづくりは困難な状況となっていました。

最終的には、町民は自立の道を選択した訳ですが、しかし、前途にはいばらの道が待っていました。財政が火の車という現実でした。町民の皆さんには、県下で最も激しい痛みを伴う行財政改革を何とか受け入れてもらい、自立の道を歩み始めることができました。

私の政治姿勢は、「いばらず おごらず 親しみやすい」を常に心がけ、我田引水型の政治スタイルとは一線を画し、職員と共に柴田町の独自の政策を掲げ、国等の資金を活用して実行に移すと、いわゆる、何回も申し上げておりますが、エビで、小さな予算でタイを、大きな事業を釣る、そういう政治手法に磨きをかけて町政を運営してきたところでございます。

その結果、さくら連絡橋、今でいう千桜橋の建設、役場庁舎や保健センターのリニューアル、PFIによる総合体育館の建築、52億円をかけた鷺沼５号調整池の整備、そして現在は図書館を核としたにぎわいづくり等の大型プロジェクトの推進が可能となりました。

この24年間で最もつらい思い出は、やはり平成23年３月に起きた東日本大震災や、令和元年に発生した台風19号等の自然の脅威やコロナ渦等の社会リスクに対し、限られた柴田町の権限や財源、そして職員だけでは町民の命や財産や暮らしを守れない、地方自治体の無力さを味わ

ったことでございます。

一方で、政治家冥利に尽きたのは、子どもたちから、学校や校庭を改修したり新しい遊具やテニスコートを整備するたびに、感謝のメッセージが寄せられたことでもございました。

四六時中、財源不足のことが頭から離れない日々でしたが、職員と共に何とか限られた財源をやりくりし、また、議会の皆さんの理解や町民の協力もあって、想定以上の成果を上げられたのではないかと自負をしているところでございます。

取りあえずの感想とさせていただきます。

○議長（石森靖明君） 平間幸弘君、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間幸弘君） いろいろとご答弁ありがとうございます。まずは、一つ一つやっていきたいなと思います。

四日市場1号線、供用開始までややしばらくかかるそうですね。令和15年ぐらいまでということで、予算のつき方次第なのかなと思います。実際、富沢16号線も開通まで結構、なかなか進まないなという意見もあったので、その辺は理解しているところですが、今回の予算で用地買収という、用地の購入ですね、これの用地購入の……、でも坪単価が分かってしまうから言えないのか、言えるのか、何平米ほど買取り予定なのか、お伺いしてもよろしいですか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 今回の四日市場1号線の道路改良事業についての用地買収の面積なんですけれども、約ということでお答えさせていただきたいと思うんですが、面積としましては約1万平米ほどを購入する予定で現在進めております。

ただ、単価については、これから不動産鑑定を行いますので、具体的な単価についてはこれからということになってきます。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間幸弘君） この用地買収というか用地買取りなんですが、北に向かって、槻木中学校から多分、まあ、槻木小学校の裏から入ってくる分もありますが、北に向かって、今ある1号線の左側ということではよろしいんですか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 今回の計画としては、議員今ご質問にあった四日市場1号線については、中学校から真っすぐ北に延びる線になるんですが、そこから槻木小学校の北側に行く、四日市場1号線にしますと西側の道路ですかね、そちらも含めた形での計画となっております。

○議長（石森靖明君） 再質問どうぞ。

○9番（平間幸弘君） ちょっと私の質問がよくなかった、四日市場1号線に並行して、槻木小学校から四日市場1号線に向かったの圃場の、あそこは道路部分として完璧に用地買収になるのかなと思うんですが、1号線も多分拡張される、接続部分から拡張されると思うんですね。その場合、1号線に沿って西側の用地が買収対象となると。一度、測量のくいをちらっと、去年、昨年ですか、見た覚えがあるんですが、そのよう認識してよろしいのでしょうか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） はい、議員ご質問のとおり、四日市場1号線については、西側の部分を拡張するというような形で計画をしております。

さらに、五間堀を越える部分については、新しく橋梁を架け替えて計画をしておりますので、その手前からは若干東側のほうに法線を振って、五間堀とちょうど90度に交差するような形で、現在、橋梁を計画しております。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間幸弘君） 橋梁工事に4年を要するということで、ちょうど五間堀川、2本あります。あれ、一気に越えるような橋梁になるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 橋梁区間の整備の考え方ですけれども、五間堀と今、低地排水路が二重で重なっております。県のほうの五間堀の河川整備計画では、この低地排水部分までが五間堀に拡張される計画となっておりますので、低地排水及び五間堀川のほうを高架する形になりまして、施工としてはまず、ちょうど五間堀と低地排水路の真ん中に橋脚を1基施工します。これで1年かかります。そして、四日市場1号線側、南側ですね、そちらの橋台を1年、さらに四日市場の坂本前地区を1台、そして最後に上部工を架けるというような形で橋梁は計画しているところです。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間幸弘君） 全体的なこの計画の図面というのをいつお示しいただけるのか、いつ頃になったらお示しいただけるのか、お伺いします。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 現在、道路区間、盛土の田んぼの中を抜けるこの道路区間については、公安協議も終わりました、設計のほうもまとまっておりますが、現在、五間堀に架ける橋梁区間については、県と河川の協議をしております。現在は、県の河川整備計画と今回

の道路計画の整合を県のほうで確認している段階でございます。それによっては若干変更が生じてくる可能性もありますので、詳細設計がまとまり次第、議会の皆様にもご提示できるのかなど。詳細設計がまとまるのが、一応、今年度の3月を予定しておりましたので、それよりも早く協議と方向性がまとまればご提示したいと考えております。

○議長（石森靖明君） 再質問どうぞ。

○9番（平間幸弘君） ありがとうございます。1つ、ちょっと2点目というか、踏切の拡幅というのは相当な資金が必要になるので、これは無理なのかなと思うんですが、今、あの踏切の北側に待避所あります。踏切の北側の東側というんですか、あそこにちょっと待避所があつて、四日市場1号線のアクセス道の到達点というか、その辺のところにちょっとした、左側に、西側に待避所が1か所あります。いずれも可変側溝でということ、東側は違うのかな、西側が可変側溝でなっております。

今回、新設というか、このアクセス道路については歩道が整備されるということで、今、農免道を使って子どもたちが通学していますが、新しく供用開始された場合は、そちらの歩道を使つての、多分、通学路というふうな形になるのかなと思うところです。

それで、そこまでの間、その五間堀の橋からアクセス道路の交差点までも拡幅なので、これは可変側溝じゃなくて、用地買収で普通の道路の歩道というふうな形になるのでしょうか、まず1つ。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。都市建設課長。（「なかなか、図面がね」の声あり）

○都市建設課長（佐藤康弘君） はい、図面のない中で、位置関係を確認しながらになりますが、まず、今回計画している橋梁区間も含め、全て歩道、2.5メートルの歩道で計画をしております。

ご質問にあった、新しい今の計画道路から上槻道踏切までの区間については、現在計画がありませんので、仮に、今議員ご質問のあった待避所のような形で側溝を入れるということになれば、今、用地としては約9メートルくらいの用地がございます。その中に、左右両方に導水路という形がございますので、その部分をV S、自由勾配側溝のようなものを入れれば道路空間として活用できるようになりますので、そういった形で検討はしていくことになるのかなと考えております。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間幸弘君） 2点目と、それから3点目にもつながるんですが、上槻道踏切から北側のアクセス道路の交差点までの間ですね、どうしても幅員が、4.3メートルということでお示

しいただいております。ということは、普通自動車だったら、軽自動車だったら余裕で擦れ違い、交互通行可能なんです、普通自動車、最近の車、ほぼ3ナンバーで、幅員が広くという幅が広がっています。お互いに待避所で待っているというふうな現象が発生しております。

この中を、例えば中学生が自転車で、あそこはやっぱりどうしても通学路と、小学校の通学路とは指定されていないにしても、中学生は通って使われています。その場合考えると、上槻道踏切からアクセス道路の交差点までの区間、ここの幅員というか、ここの拡幅が重要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 上槻道踏切から今回計画道路までの区間、約100メートルほどございますけれども、この区間、実際に交通量を調査してみました。朝のピークの時間帯ですね、朝の7時から8時くらいの1時間の時間帯で約74台の車両の通行がありました。私想定したよりもちょっと多いかなと。さらに、自転車については7台の通行があつて、歩行者についてはゼロだったんですけれども、一定程度あるのかなと考えております。

ただ、今回、今進めているのは四日市場1号線のほうなので、まずそちらを早期に完成させるように進めるということで、そちらのほうは計画交通量1日2,000台と設定して今道路計画を進めております。そちらができますと、さらにそこからこちらに流れてくる交通量の流れなんかも変わってきますので、その交通の流れを見ながら、この区間についてもいろいろ検討していく必要があるのかなと考えております。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間幸弘君） できれば、踏切から北側の部分も可変側溝、可変側溝の場合、用地の買収は必要ないとは思われます。入れて拡幅し、実際、その交通、車の通行量だけでなく、実際朝な夕なに散歩されておられる方も結構いらっしゃいます。そういったことを考えると、踏切から北の幅員というか拡幅も必要じゃないかなと思うところですが、その辺はやっぱり今回の1号線の改良工事終わってから、交通の流れを見てから検討するというところでよろしいのか、その辺伺います。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） ちょっと繰り返しになってしまいますが、まずは現在の計画の早期完成を目指して全力を尽くすというのが第1点になりますけれども、やはりこちらのルート、100メートルの区間の要望についても確かに、議員からのご質問もあるとおり、あと地域からも住民説明会の際にこういったお話も出ておりますので、検討は進めていく必要があるの

かなと思っております。

先ほど、まずこの用地買収をするかしないかということも一つの検討の分岐点になるかと思うんですけども、今、用地で約9メートルありますので、その用地目いっぱいを使えば、車道交互2車線、それから路側帯、路肩と取れますので、その中で歩道まで設置するか、または路肩を広く取って、そこに自転車も歩行者も通れるようなグリーンベルトというか、そういったのでやる方法もございますので、この四日市場1号ができるまでの間を使ってというか、それと並行して検討は少しずつ進めていければと考えております。

ただ、この一番のネックになるのが踏切、上槻道踏切ですね。約10メートルで、今現在、4.3メートルから4.5メートルあります。ここを仮に手をつけるとなると、過去に槻木の畑中踏切、あそこを実施したときで、平成14年、15年くらい、あのときで1億円かかっております。そこから今の単価に換算すると、さらにこれ以上、1億円以上のお金がかかってきますので、その問題は残ると思うんですが、この部分については検討を進めていければと考えております。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間幸弘君） 財政に余裕ができれば、ぜひ検討していただきたいと思うところです。

では、2問目に移ります。実際、ほかにもこのような事案があったということだったんですが、何件くらいあったんでしょうか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（吉野真佳君） 2件ぐらいはありました。（「2件、2件」の声あり）はい。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。（「ほかに、ほかに2件」「3件」「3件、3件ありますと……」の声あり）どうぞ。

○9番（平間幸弘君） こちらのほうに申出、申出というかね、クレームが入ったのが2件ということで、まあ、都合3件なのかと。実際、その辺まで問題にしなかった方もいられるのかなというふうには思うところがございます。

この辺の、例えば誘導員、警備員にですね、指導の仕方としてはどのような形で指導されていたのか、お伺いいたします。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（吉野真佳君） 毎朝、まつりが始まる前に、事務局、本部の職員と、あと警備員と打合せを行いまして、そういった事案があったということは伝えてはおりまして、気をつ

けるようにということは話はしておりました。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間幸弘君） なかなか、車に乗車した状況では判断しづらいので、警備員さんもしっかりと判断しづらいのかなと思います。実際、私が相談された方は、柴田大橋の下、あそこには入れて、あそこでちょっと車椅子で、使って散歩というか花見はされたということなので。ただ、城址公園からの、上からのダイナミックな眺めはちょっと、残念だったねと私も言ったんですが、あと写真で見てねとは言ったんですけれども、こういう事案があったということで、何か次年度に向けて、ただ指導とかそういうんじゃなくて、具体的な何か対策とかお考えでしょうか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（吉野真佳君） 現時点で、すみません、まだ具体的なところはないんですけれども、警備員の方に徹底していただくということも一つですし、あと、スタッフみんなでおもてなしの心をきちっと持って対応していただくように、改めて声がけしていきたいと思っています。

○議長（石森靖明君） 再質問どうぞ。

○9番（平間幸弘君） 例えばですね、今のこの時代であれば、例えばウェブ上で、チケットではないんですけれども、駐車許可証みたいなのは発行できるんじゃないかなというふうにも思うんですが、例えばそういった方から申請があったときに、LINEでもいいのかもしれないんですけれども、電子的なチケット、もしくは許可書を発行とかできるかなとは思いますが、その辺いかがでしょうかね。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（吉野真佳君） さくらの里前のおもいやり駐車場の台数も限度もありますし、そういったシステム上のものというのも、私的にはちょっと苦手なんですけれども、そうなれば大変便利なことではありますので、実行委員会等で検討してまいりたいと思います。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間幸弘君） ぜひ検討していただき、そういった事案が発生しないように次年度は、次年度だけじゃなくてね、いろんな四季折々のイベントあります、そういったときに活用いただければと思います。やっぱり、せっかくこうやってDX、DX、デジタル化と言っているんで、そういった機器なりデジタル対応のような形も検討されていくべきかなと思うところでございます。

では、3番目、町長の総括についてということになります。

同僚議員が3人も町長の24年間の歩みについて質問されているので、私からはあんまり言うことはない、あんまり言うこともないという言い方はあれなんですけれども、本当一生懸命、財政が本当に逼迫しているときに一生懸命やってこられたなということで、本当にそのご苦労、私はそのときは普通に社会人をしていたので全然知らなかったんですけれども、大変申し訳ございませんが、そういうこともあったんだということを議員になって初めて思い知ったところでございます。

例えば、町長がよく、多分3人の同僚議員にも同じく言ったと思うんですけれども、「エビでタイを釣る」ということでおっしゃってございました。そのエビでタイを釣るだけの独自の政策力で、身の丈以上、身の丈以上というか、町の予算以上の国なり県なりの補助金を獲得し、事業を実現してこられたこと、その手腕に改めて深く敬意を表するところです。

町長は、執行部に対し、新しいリーダーの下で、問題解決に向けた構想力と創造力を持って進化してほしいとも同僚議員の質問にお答えしております。国の動向を素早くキャッチし、柴田町独自の政策にまとめることは、滝口町長だからこそできたという部分もあります。このノウハウをいかに、次の世代、執行部の皆さんも含めてですね、次の首長さんに引き継ぐのか、どのようにアドバイスや仕組みを残していくのか、町長の考えを伺うところです。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） この「エビでタイを釣る」というのは、町長一人ではできません。組織内にですね、常に全体がまずは情報のアンテナを高くすると、国から通知が来ますので、その通知については必ず組織内で共有するようにと、そして幹部のほうに上げるようにと常に口で言っております。たまたま、この間の白内議員のワンコインは、県から直接流れてこなかったものでちょっと見落としてしまいましたが、必ず、県から来る、国や県を通して来る情報についてはアンテナを高くしてもらいたいと。

ただし、文字の情報で政策なんか考えられないんです。必ず、県庁との職員同士のつながり、ここが一番のみそであります。要するに言葉で、市町村に文書でしても気づかないんですね、県とのパイプがあれば、職員同士ですよ、あれば、こういうのがありますよという情報もいただけますし、こういうふうにしたほうがいいですよとアドバイスをくれると。そういうものを組織内で共有しているからこそ、エビでタイが釣れたと。今回の一番のいい例が都市構造再編集中支援事業と第2世代交付金です。この関係が私は、エビでタイを釣る、一番の成果だと思っております。

このきっかけは、都市構造再編集中支援事業、国の制度に乗っかってやったんですけれども、47%の内示率しか来なかったと。どうしようと思ったときに、県の部長が宮城県全体について国のほうに、宮城県、47%しか、柴田町ははじめ都市構造つきませんでした、何とかありませんかと土木部長が行きました。そのときに、実は国のほうで第2世代交付金って別枠で2,000億円用意がされているので、こちらのほうに都市構造の趣旨を引き継ぐ形でやったらどうですかというアドバイスは、県の土木部から来たということです。それに対して、柴田町は一生懸命、政策を考えてやりました。

もう一つは、立地適正化計画と。国の立地適正化計画に、柴田町は大崎市に次いで2番目に、市町村では2番目に、それも町では初めて、国の政策で立地適正化計画をつくっていました。それを評価していただいていたんですね。ですから、この国では、今回は県と東北整備局、県庁の都市計画課のアドバイスで、書類を上げるときには都市計画課のアドバイス、それから東北整備局の担当者のアドバイス、それでエビでタイが釣れたということでございます。

ですから、私が「エビでタイを釣る」と言うのは、組織全体でそういう組織に、柴田はほかの自治体よりこの24年間で育ってきたと、こういうことを言いたかったんですね。1人の力なんかもう全然。ですから、組織全体でやろうという雰囲気。この2世代交付金、実は職員、金曜日に問題点が指摘されて、水曜日に出しなさいですから、国は。そうすると、土日休みでしょう、土日休み。出てきなさいと。出てきなさいという失礼だけれども、一緒にやろうと。そうしたら、職員が3回、私たち、来てくださいと言ったら来て、そして文書を書いて、やっとタイが釣れたと、そういうことがありますので、リーダーが県庁職員で行政を知っていたから、そんな簡単じゃないんです、組織を運営するというのはね。

ですから、そのスローガンはいいけれども、どうやったら財源を確保できるか、その財源を確保するには柴田町だけでは駄目なんですと。やっぱり県の知恵、国の知恵ですよ。国会議員に頼んでお金を持ってくるという発想はもう通用しませんから。なぜかという、計画をつくらないと国はお金くれないんです。今回の第2世代交付金をもらうために幾らつくりましたか。都市計画マスタープラン、これは白内議員と秋本議員から言われて、そしてそれをつくったでしょう。そして、立地適正化計画をつくった。その次に都市再生計画をつくって、そして都市構造再編集中支援と4段階の計画ついた。それとはまた別に第2世代交付金と計画づくり、こういう全体をつくって初めて32億円のプロジェクトでエビが釣れたということなので、町長が一人でエビ釣ったってちょっと取られかねませんけれども、その背景には職員の組織力と、県庁と国との職員同士のネットワークがあったと、それがエビでタイを釣れるというアドバイス

になるということなので、これからもそういうリーダーの下でやらないといけないと。そうでないと、柴田町、経常経費94.8ですからね、プロジェクトなんかできるはずないんです、単独費で。そこを認識した上で、これは議会の皆さんにも、お互いに認識した上で、じゃみんなでどうするかと考えていかないといけないと思います。

もう一つは、最後には議会の皆さんの理解なんです。議会の皆さんの理解。私、補正予算で持ってきていますよ。最初の頃は、そんな、当初予算にない、計画性のない事業なんか、議会の軽視しているとさんざん言われましたから。ところが、補正予算で持ってこないとやれないんですとだんだん分かってきて、最終的にいろいろここでも議論はしました。でも、最後には、さっき言ったように議会の議決で、理解してくれるだろうと町長が思っているのでも国に対して要求ができると。ほかの自治体、要求したが議会で紛糾しているところいっぱいあるじゃないですか。ああいうふうになったんではプロジェクトなんかできません。

という、アドバイスになったか分かりませんが、そういうのを今回も引き継いでいただきたいと。最後には議会の皆さんなんです。もちろん議論はしますよ。緊張を持ってやらないと駄目なんですけれども、最終的に町のため、柴田町のため、これが、この柴田町では共有したことが、エビでタイを釣れたということでございます。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間幸弘君） 今、ようやく納得できました。町長の言う「エビでタイを釣る」のエビが、別に大きなエビではなくて、多分こませえ、こませえという言い方はあれなんですけれども、オキアミなのかというふうな感じもします。ただ、日頃より、何ていうのかな、事務局レベルであったり、その辺のつながりが大分太かったのかなと思うところです。

そこまでつくり上げた滝口町長ということなんですが、来月、任期をもって、24年の町政、滝口町政が交代されるわけなんです、次のちょうど24年というと、親子関係でいうとちょうど1世代というふうな形になるのかなと思います。できれば、滝口町長にもあと24年、一生懸命健康に留意をしていただき、多分、24年というと白寿を迎えられるかなと思います。私、ちょうど90歳です。90まで私も頑張りますので、ぜひ白寿を迎えて、できれば100歳を迎えて、それまで健康に留意して、この柴田町の町政運営をその目で見ていただければなと思うところです。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（石森靖明君） これにて9番平間幸弘君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

10時30分から再開します。

午前10時19分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（石森靖明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番大坂三男君、質問席において質問してください。

なお、大坂議員の一般質問について、着座での質問を認めます。

〔11番 大坂三男君 登壇〕

○11番（大坂三男君） 大坂三男、大綱1問、質問いたします。

テーマは、**滝口町長の7選不出馬についてを問う。**

「滝口町長の7選不出馬、町幹部に伝達」の報道に接し、いつかはその日が来るとは思ってはいたものの、それが現実なものとなり、とても残念です。

新図書館を核としたにぎわいづくりが本格化する中での勇退に、心残りがあるのではないかと推察いたします。

まだまだ意気軒昂なので、このプロジェクトが完成するまで頑張ってもらいたいとの気持ちがないわけではありませんが、受け止めざるを得ません。

市民派の町長として、これまで町政を牽引してきたことに感謝しながら、やはり議員として滝口町政を客観的に評価しなければなりませんので伺います。

1) 24年前、柴田町を変えようと立ち上がった時の公約は何だったのか。その公約について、今どのような評価を下しているのか。

2) 6期24年間の町政運営で心がけてきたことは何か。

3) 開かれた行政運営を行う上で、思いどおりにいかなかったことや、歯がゆかったことはあったのか。

4) 6期24年間で、大きな論争が起き苦勞した出来事や、好印象を持った出来事は何か。

5) 主要政策を企業誘致ではなく、「花のまち柴田」をメインとした理由は何だったのか。
その観光政策の中でA級観光地を目指し、桜まつりや紫陽花まつり、曼珠沙華まつりのPRに努めているが、花のまちとして次に力を入れていく花まつりは何か。さらに、ファンタジーイルミネーション等を含め、観光政策をバージョンアップして集客力を高め、地域経済アップに貢献する方法を考えるべきだと思うが、どうか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大坂三男議員で、私の最後の一般質問への答弁ということになりますし、また、私の不出馬に関しまして、4人の方に全て回答しておりますので重複する場面があるかと思いますが、随時お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、私も振り返ってみました。24年前の公約、何だったのかということでございました。当時の公報を見ますと、柴田町で出した公の公報ですね、それを見ましたら、当時の公約は現場主義、住民パワーの結集を掲げ、具体的な公約として、1つに、町長の給料3割カット、2つに、黒塗りの町長専用車の廃止、3つに、住民本位の3町合併の推進、4つに、安心できる福祉サービスの充実として特別養護老人ホームの増設や町民バスの運行、5つに、図書館建設と雨漏りやトイレの改修などの学校教育環境の整備、6つに、女性の審議会登用率50%を掲げました。24年前に掲げた6つの公約でございました。

達成できなかった公約は、住民本位の3町合併と女性の審議会登用率50%の2つです。町民バスの運行は、はなみちゃんを運行したことで公約は達成されたと解釈しておりますので、おおむね私は公約は実現できたと思っております。

2点目、24年間の町政運営で心がけてきたことです。佐々木議員にも申し上げましたが、トップとして心がけたことは、1つに、「いばらず おごらず 親しみやすい庶民派の町長」として町政を運営すること、政治力による我田引水型の政治手法とは一線を画し、常に職員と共にアンテナを高くし、国や先進自治体の情報を集め、柴田町独自の政策で地域の課題を解決してきました。私は、政治家というよりは、シティマネジャーという感覚で町政を運営してきたつもりです。

3点目、行政運営で思いどおりにならなかったことです。住民に開かれた町政運営を行うには、まずは町の取組や財政状況に共有認識を、共通の認識を持つことから始める必要があると考えております。そのため、広報しばたやホームページや、「よくわかる柴田町の財政!!」、これは恐らく2市7町で私しか出していないのではないかなと思いますが、そういうものを作成し、常に町民に提供してきました。しかし、町民の皆さんにはあまり読んでもらえません。また、住民懇談会にも参加していただけないため、正しい情報が伝わらず、例えば「花ばっかり植えて」といった誤った情報が拡散したことでございます。

もう一つは、住民の皆さんに、町政運営の基本である、町民が納めた税金の範囲内でのサービスしか提供できないことを理解してもらえず、何でも無料にしないと評価されない最近の風

潮になっていることでございます。利用料金が無料になれば、その分誰かが負担しなければならないことに思いを巡らせてもらえなかったことが残念ですということです。

4 点目、24年間で起きた苦労した出来事、好印象を持った出来事でございます。まず、大きな論争で苦労したのは、1 つ目は、平成14年に始まった第 1 回目の 3 町合併問題です。この問題は、最終的に 5 年間、本庁舎を柴田町に置くことが決まり、住民投票をした結果、あんなに合併、合併と言って騒いでいた大河原町民や、さくら青年会議所の人たちが反対に回って頓挫したことでございます。

2 回目の 3 町合併では、本庁舎が今度は大河原に置かれることになったため、柴田町は自立の道を選択したと。その際、一部の町民から、3 町合併の破綻は柴田町長のミスリードであり、このままでは柴田町はじり貧だと批判され、自立の道を歩むための柴田町住民自治によるまちづくり基本条例が議会で否決されました。

2 つ目、白石川堤一目千本桜と船岡城址公園の桜を結ぶさくら連絡橋を架ける際、そんなお金があるなら道路整備や福祉とか子育て支援に使えと、反対運動を起こされたことでございます。町民の皆さんが身近な生活の向上を求めるのは当然のことですが、トップとしては、目先のことだけでなく、中長期的な視点から未来を切り開く投資もしなければならぬのですが、そのことを一部の町民の皆さんに理解してもらえなかったことでございます。今では、世界各国の旅行者の方々に、しばた千桜橋からの桜の絶景を楽しんでいただいております。

3 つ目は、図書館や体育館の建設問題でした。デジタル化を迎えて本を読む人なんかいないという体育館建設派の人と、スポーツ好きな限られた人しか使わない体育館は要らないという図書館建設派との間で、長年論争が繰り返されました。最終的には、東日本大震災によって柴田町民体育館が使えなくなったことから、総合体育館を P F I 方式で建てることを優先し、新図書館はその後、都市構造再編集中支援事業を活用して建てることでやっと決着しました。あのままお互いに相手を批判し続けていけば、2 つの施設は建てられなかったと思っております。

次に、うれしかったことは、1 つに、子どもたちから、学校や校庭を改修したり新しい遊具やテニスコートを整備するたびに、感謝のメッセージが届いたということでございます。

2 つに、町独自の政策や取組が国に評価され、地方創生資金やまちづくり資金や P F I 事業による民間資金を活用し、しばた千桜橋、総合体育館、鷺沼 5 号調整池、図書館を核としたにぎわいづくりの大型プロジェクトが可能になったことです。

3 つに、職員や組織における政策力や執行力が格段にレベルアップし、自律的、機動的な動きができるようになったことと、議会と丁々発止の議論はしたものの、最終的には執行部の提

案したまちづくりに伴走をしていただいたこととございます。

4つに、桜を植えることに賛同した宮城県、宮城県緑化委員会、民間企業、宮城農業高等学校校桜プロジェクトチームの寄附金によって、これまで500本の桜の木を植えることができたこととございます。

5点目、「花のまちしばた」とした理由でございます。企業誘致には地域経済の活性化に即効性があり、各地に工場団地が造成された時期もありました。私は県庁時代、中小企業課に在籍して、工場団地を造成したものの、なかなか売却できず塩漬けになった土地を抱え苦勞した自治体をこの目で見てきました。また、誘致した企業も、産業構造の変化や海外進出のため撤退するケースも散見されるようになったときに、中小企業課にいました。また、工場団地を造成するには相当の予算が必要となることから、財政破綻を目前にしていた柴田町においては、外発的な地域振興から、地域資源の活用や観光振興等を通じて新たな仕事や交流を生み出し、住民と共に持続的な発展を目指す内発的な地域振興にウエートを移す必要があったわけでございます。

柴田町の秋のイベントとして定着している曼珠沙華まつりは、今回で14回目を迎え、県内外から多くの皆さんに來場していただいております。船岡城址公園の曼珠沙華は、桜坂や樅ノ木は残った展望デッキ付近は年々株数も増え、群生する範囲も広がり、一面を赤く染める見応えのある展望となっていますが、一方、山頂付近が見どころとしては不足している状況です。来年はスロープカーもリニューアルすることから、山頂付近に曼珠沙華をさらに植栽し、新たな見どころとなるフォトスポットを増やしてまいりたいというふうに引き継いでまいりたいと思います。

また、イベントの開催期間中には、公園内をスタンプラリーで周遊し、集めたスタンプの数により景品を配布するなど、花だけを愛でるのではなくて、楽しく会場内容を巡り滞在時間の延長につながるイベント等を実施し、観光政策のバージョンアップを図ってもらいたいと思っています。東京以北で大規模な曼珠沙華まつりをしている観光地は、埼玉県日高市が有名ですので、肩を並べ、交流人口を活発にする中で、地域経済の活性化に、次の方につなげていただければと思っております。

以上です。

○議長（石森靖明君） 大坂三男君、再質問ありますか。どうぞ。

○11番（大坂三男君） 私の質問で、滝口町政の最後の最後の質問になりますので、どうぞ、思いの丈を十分にお話してください。

3番目の正しい情報がなかなか伝わらなかったというお話ですが、何か町長の話を聞いていると、町民が悪いようなふうに受け止められるんですけども、町長自身が正しい正確な情報を伝えるためにどんな努力をしたのかなということでお伺いしたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 一人一人、マンツーマンで情報は提供できないというのはご理解いただけると思うんですが、まずは広報しばたを出していると、それから住民懇談会で直接説明するというのが基本パターンではないかなと思っております。

また、町長へのメッセージというものが来ますので、これもしてほしい、あれもしてほしいと要望がありますので、もちろん調査はして、そのときにも「よくわかる柴田町の財政！！」という独自の分かりやすい資料を作って町民に知らしめているということでございます。

あと、議会の皆さんも、一部の方ですけども、議会でのやり取りを自分の会報として町民に伝えていただいている。これも大きな手段ではないかなと思いますが、やはり常日頃、地方行政の基本というのを分かっていないと、幾ら説明しても理解してもらえないと。要するに、お任せ民主主義、おねだり民主主義というのを変えないことには、幾らこちらが情報提供しても駄目だなと。国は、よく言ったように、お金ないときは国債を発行して、どんどんどんどんサービスはできるんです。でも、地方自治体というのは、納めた金、これでしかできないと、そこを根本的に住民と本当に理解しない限り、うまくいかないと思います。

ですから、サービスを提供するというのは、誰かがそれを、サービスを受けられない人が出てくるということです。税収をどんどんどんどん増やしていけばこれは問題ないんですが、柴田町は税収は増えています。増えています、増やしています、町民の力で。ところが、それ以上に社会保障のために、経常経費、先ほど議長から注意を受けましたけれども、令和6年度、94.5、先ほど94.8と言ってしまいましたが、94.5、これはもう行き先が決まっているんです。ここを町民の人に、残りの5.5、これで自由裁量の分があると、5.5もあるんなら、160億円あるんだから、五六、三十の5.5、8億円あるじゃないかと、こういうふうにはばっと来る人は理解していると思うんです。ところが、経常的に道路工事、先ほど四日市場1号線ありましたけれども、9年間かかるんです。ということは、福祉でなくても、そこにもう債務負担でこの5.5、もう行っちゃっているわけですね。ここだけではないですよ。西住の水害、鷺沼4号幹線、今入っています。これも特別会計にもお金が行くと。ですから、そういうところの財政をした上で、じゃどうやったらいいかというのを議会と町民とで、まず。

それで、おねだり民主主義ね。私、本当に最近は、「商品券、ほかで配っているのに何で柴田町だけ配んないの」と、それ、さんざん言われている。第7次総合計画の自由意見欄でもほとんどそれなんです。それにはできない理由があるんです。要するに、帯に短し、たすきに長しのお金しか来ないので、国からね。それが、1人当たりの金額が同じであつたらこれはいいんですが、残念ながら柴田町は1人当たりの税収も、1人当たりの地方交付税も、K市、O町、M町、これより低いんです。税収が少なければ地方交付税で面倒見てもらって同じになる仕組みなんです。それが残念ながら税収は少ない、ほかの自治体、1人当たりですよ、少ない。だから、1人当たりは同じになるように地方交付税で面倒見てもらわなければならないんだけど、残念ながらそこも低い。それが柴田町の苦しいところ。

人口が一番多いものですから、中核病院には払わなきゃないし、消防署の建て替えとかね、角田消防署の建設費用、一番払っているのは柴田町ですからね。皆さんご存じですかね。次に、柴田消防署、大河原消防署の建て替え、白石消防署の建て替え、仙南広域庁舎の建て替え40億円、あの建物で一番負担するのは人口の多い柴田町です。この間言いましたね、このワニの口がどんどんどんどん広がって、柴田町は上なんですけれども、広がった分、柴田町は余計に。だから、94.5が、次の人は95とか96、ますます、将来こうやりますといろいろ書いてありますけれども、できるはずないと私は思っています、正直。

だからこそ、みんなでこれはやめましょうと、同じ仕事にしましたというのが、デジタル化に備えた行財政適正化計画、これなんです。おかげさまで、8時45分から、この間も言いましたけれども、4時までの改革の第一歩、今のところ苦情もなくやっていると、そうするとここで残業を減らす、それで町民の理解を得ると。

それから、一番問題になっているのが保育所の民営化です。人件費が5億円、ほかの自治体より多くかかっている、それをまずは民営化する。その次に児童館の民営化です。今はあまり抵抗はありませんでしたけれども、一時期、公設民営にするとき、相当保護者の方々から反対運動起きましたよね。そういうものが、議会の皆さんとこの財政構造を考えて、民間でも公でもみんな子どもたちのやつは同じ、同じというかね、そう差はないということになれば民間に移したほうが、柴田町の5億円の人件費、多分、3億円減らせるかな。（「まあ、単純に」の声あり）単純に言うと減らせると。そのためには、議会の理解と保護者の方の理解が必要だと。これが、財政を共有して、できるところから改革していきましょうと。

こういうことがないと、なかなかこれから本当に、申し訳ないなんですけれども、次の方は何もできないと思います。私の24年間で苦労したと同じことを味わわせたくない、貯金だけは

20億円は持っていますので、うまくやりくりできるのではないかなと思っております。

○議長（石森靖明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（大坂三男君） 観光問題なんですけれども、前に、以前私は桜まつりに関して質問したときに、柴田町の土産品の開発を進めるべきだというような質問をした記憶があるんですけれども、それに対して今の状況をお聞かせ願いたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（石森靖明君） 大坂議員、土産品開発はちょっと通告外ですね。

○11番（大坂三男君） いや、今回答があったので。ありませんか。

○議長（石森靖明君） 土産品に関する答弁はないようでございますので、方向性を変えてお願いいたします。

○11番（大坂三男君） すみません、ちょっとお待ちください。

今まで4人の方が町長の退任についていろいろ質問されていて、なくなりました。

これで終わります。

○議長（石森靖明君） これにて11番大坂三男君の一般質問を終結いたします。

以上で一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

11時10分再開いたします。

午前10時57分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（石森靖明君） 再開いたします。

日程第3 選挙第2号 柴田町選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（石森靖明君） 日程第3、選挙第2号柴田町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

柴田町選挙管理委員及び補充員は、本年6月26日をもって4年の任期満了となります。この件に関し、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、議会運営基準39により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 異議なしと認めます。よって、指名推選と決しました。

お諮りいたします。指名については、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名推選と決しました。

指名に当たり、名簿を通知により配付いたします。

〔名簿配付〕

○議長（石森靖明君） それでは、指名を行います。

選挙管理委員に、水戸一郎さん、相原健一さん、五十嵐真祐美さん、馬場敏雄さん。

同補充員には、尾池陽子さん、平間雅博さん、櫻井恵子さん、小泉厚さん。

以上の方々が当選されました。

日程第４ 議案第２号 柴田町町税条例の一部を改正する条例

○議長（石森靖明君） 日程第４、議案第２号柴田町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。３番平間康弘君。

○３番（平間康弘君） ３番平間康弘です。

議案第２号について、まず１点目は、町の税収の影響額は。

２点目、個人納付額はどれぐらい増えますか。

以上２点、お願いいたします。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（渡辺 潤君） 平間康弘議員からございました、町の影響額というところなんですけれども、ほとんどはですね、多くは上位法による項ずれが多く占めるんですけれども、影響額もございます。

議案書８ページをご覧いただきたいと思います。

下のほうに、固定資産税の免税点、第63条というものがございまして、こちらのほうが影響してまいります。免税点が、家屋が20万円から30万円に、償却資産が150万円から180万円にということで免税点が上がるものです。

令和８年度の税額で試算いたしますと、固定資産税のほうが156件で約120万円の減、都市計画税が、こちら内数になりますが、96件で7万円の減、町民税の税額が減少いたします。

以上です。

○議長（石森靖明君） 再質疑ありますか。（「いや、ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。15番広沢真君。

〔15番 広沢 真君 登壇〕

○15番（広沢 真君） 15番広沢真です。

私は、議案第2号町税条例の一部改正についてに関して、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、前提として、今回の一部改正案が、国税である所得税に関わる復興特別所得税と、それから防衛特別所得税の変更に基いて条例の改正に至っているということは理解した上で、この手続に関して町に何らかの瑕疵があったとか、そういうことを問うつもりは一切ありません。

それと同時に、変な言い方ですが、本条例が通らなければ住民税の賦課について問題が起きるということは理解していますので、私の意見について、皆さんがどう判断されるかは様々あると思いますが、皆さんのご判断をお願いしたいと思います。

さて、今回税改正の要因になっている2つの賦課税、復興特別所得税と防衛特別所得税ですが、これは通常の所得税の額に上乗せされる形で課税されるものです。

そもそも、1つの復興特別所得税というのは、東日本大震災の復興の財源とするという約束の下、25年間の期限を切って課税するということが決められて、国民の理解も得た上で行われてきたものです。本来は、25年間ですから2037年まで課税が続くということでしたが、今回、年限による低減で1%の税率を下げる、2.1%の課税だったのを1%下げる期限に当たっていたのですが、そこに新たに、その1%分を下げるのではなく、防衛特別所得税という新たな税を入れるということが今回起こってきたことであります。

防衛の財源ということであれば、ここにいる同僚議員の皆さん、それぞれの考え方が違うと思いますので、私は、税として、税制の民主主義の観点から問題点をお話したいと思います。

今お話ししたとおり、国民との約束で、復興特別所得税は25年間、2037年までという約束でした。しかし、今回、この変更の中で10年間の延長が決められて、2047年までとなっています。

これによる住民税、町民税の額そのものに対する影響は、単年度でいえば税率は変わらないということになりますが、支払う期間が増えたことによって、10年分の先送り、ひいて言えば増税に当たると考えています。

それと同時に、問題だと考えているのが防衛特別所得税です。そもそもの国民の合意は、東日本大震災の復興のための目的税として導入するということに合意されてきたはずですが、その低減の時期に新たに防衛目的の所得税を入れるという点で国民の真意を問うていない。例えば、昨年の総選挙の際にも、この問題については言及されていません。その点で私は、国民の同意を得る過程を経ていない、非民主的な税制の変更だと考えています。それと同時に、この防衛特別所得税が出てきた経過を考えると、岸田内閣のときに、防衛費総額43兆円、GDP 2%という目標値があり、その目標を達成するための財源をどこから確保するのかというところから議論が始まっています、そもそもの必要論ではなく。

その際、やはり問題になるのが、最近問題になっている、税制の不公平があると言われている富裕層への課税です。一つは、金融所得への均等税率、20%の税率で均等に掛けられているということに対しての見直しの問題。それから、所得税のいわゆる1億円の壁。1億円を超えた所得を持った人は、実は税率が上がらない。そういう不公平な税制を是正するという意見もありましたが、今回の政府の決定は幅広く国民から負担を求めるということであります。

先ほど述べましたとおり、新たな防衛費目的の負担をするということについて、国民に真意は問われていません。それと同時に、本来軽減されるはずであった税金が軽減されないという問題もあります。その点で、大きく民主主義の考え方に欠ける制度変更だと思っています。

さらには、今回、事実上の復興特別所得税の枠に目的外の税目を入れる、そういう過程が行われてしまいました。そして、復興特別所得税については2047年という期限が切っておりますが、防衛特別所得税については、当面の間ということが言及されているだけで期限を切られていません。そのため、今懸念されているのは、するっと入ったこの特別所得税なんですが、永久化・永続化されるんじゃないかという懸念が取り沙汰されています。

さて、皆さん、先ほどお話ししたとおり、防衛費、防衛の問題については、同僚議員の皆さん、私も含めて、皆さん一人一人、それぞれ違う考えがあって、そこについて一致することはないと思いますが、この税制の民主主義についてどう思われるでしょうか。もし、こういう税制を新たに入れるというのであれば、再び国民の真意を問うという手続が必要ではないかと考えます。

さらには、この永続化の問題、私たち地方議員にとっては、例えば臨時と言われながら数十

年続いた制度があることは皆さんご存じだと思います。年限を切るようなことを言って永続化、これからずっと永続化されてしまうような危険を税制の民主主義から見逃すことはできない。その点から私は連動して、この町税条例の一部改正については反対の意見を述べさせていただきたいと思います。

同僚議員の皆さんは、どうぞ、それぞれでご判断いただければなと思います。

以上です。

○議長（石森靖明君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。9番平間幸弘君。

〔9番 平間幸弘君 登壇〕

○9番（平間幸弘君） 9番平間幸弘です。

議案第2号柴田町町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

この議案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴いまして、この上位法の改正内容を柴田町町税条例に反映するために条例を改正する議案が上程されたものです。

改正する条例の内容を確認しますと、固定資産税の免税点の変更や、セルフメディケーション税制が適用された市販薬を購入した場合の医薬品控除の特例、住宅ローン減税の適用期間の延長など、町税を適正に賦課するための条例改正がなされていると判断しますので、原案のとおり賛成するものです。

同僚議員の賛同をお願いいたします。

○議長（石森靖明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号柴田町町税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石森靖明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（石森靖明君） 日程第5、議案第3号柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石森靖明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○議長（石森靖明君） 日程第6、議案第4号柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。6番小田部峰之君。

○6番（小田部峰之君） 6番小田部峰之です。

この今回追加された部分ですが、これ、外国人に対してだと思うんですが、国内の外国人住民に対して、この新しい一体化カードの申請方法、それを使ってコンビニで印鑑証明が取れるようになることが適切に周知されているのか、お伺いします。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（犬飼美江子君） 現在、ホームページのほうに掲載をしておりますし、また、窓口のほうにおきましてはチラシを掲示しております。それで周知を行っております。今後につきましては、外国人の留学生というところもありますので、仙台大学、あとは外国人の方が勤めていらっしゃる企業というふうなところに説明を行っていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（石森靖明君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○6番（小田部峰之君） これは6月14日から施行ということで、この運用開始に向けて、コンビニ交付のシステム改修とか、役場窓口でのカード交付の手続等、あと機械の準備は滞りなく進んでおりますか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（犬飼美江子君） システムの改修等はありませんので……（「改正だけ」の声あり）はい、そうですね、使用については問題ないと考えてございます。

○議長（石森靖明君） 再々質疑ありますか。（「ないです」の声あり）
ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石森靖明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 財産の取得について（小型消防ポンプ付軽積載車）

○議長（石森靖明君） 日程第7、議案第5号財産の取得についてを議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。5番吉田清君。

○5番（吉田 清君） 吉田清でございます。

小型消防ポンプ付軽積載車1台購入とのことですが、前年度より約72万円ほど増額になっております。この増額分は、昨今の物価高騰、人件費によるものなのか、あるいは安全性の面で積載車のグレードアップになったのか、お伺いいたします。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） 今回の増額につきましては、議員ご指摘のとおり、昨今の原材料費やエネルギー価格の高騰、あとは人件費の上昇に伴う物価高騰が主な原因でございます。こ

れに伴いまして、事前の設計段階における設計額、予定価格の算定基礎ですね、それについて、それ自体も引き上がっているというようなことでご理解いただきたいと思います。

○議長（石森靖明君） 再質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありますか。4番笠松均君。

○4番（笠松 均君） 4番笠松均です。

この小型消防車の更新については、永遠に続くのか、それともどうなるのかということですね。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） この更新というようなことなんですけれども、現在、柴田町の消防団には、28班ということで28台貸与というか配備しているところでございます。ただ、やっぱり議会でも話があるとおりの、議員の減少に伴いまして班の統合とかが考えられる、将来的に考えられると思います。そういった場合には、やっぱりその配備台数、今28台あるんですけれども、そちらの減少にもつながっていくのかなと思っているところでございます。

○議長（石森靖明君） 危機管理監、今、「議員の減少」と言ったようですが、「団員の減少」でよろしいですか。（「団員です」の声あり）はい。

あとは、今後も続くのかということでしたけれども。では、もう一度、危機管理監。

○危機管理監（太田健博君） すみませんでした。年数経過すれば故障も続きますので、永遠にといいますか、団員が減っていけば減るのかなと、統合して減っていくのかなと思うところでございます。

○議長（石森靖明君） 再質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） これをもって質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号財産の取得についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石森靖明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 6 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（石森靖明君） 日程第 8、議案第 6 号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2 番大橋武彦君。

○2 番（大橋武彦君） 大橋です。

議案第 6 号、23 ページ、和解及び損害賠償の額を定めることについてお伺いします。

今回の事故は、町の職員の運転する公用車が交差点に進入した際に、相手側車両と衝突したものとされています。町の過失割合が 95%、損害賠償額が 311 万 6,000 円ということで、町民から見ても説明が必要な案件だと考えます。

そこで、お伺いします。事故原因を町としてどのように捉えているのか。また、今後、公用車を運転する職員に対する安全運転指導、再発防止策と、今回の保険対応による町の実質的な負担について伺いたいと思います。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（藤原輝美幸君） 今回の交通事故につきましては、相手方の企業、ドライバーさんの方に大変なご迷惑をおかけしまして、申し訳なく思っております。

今回の事故なんですけれども、原因については、上下水道課長の説明にもありましたとおり、ブレーキかけずに交差点に侵入したと。つまり、漫然運転、前方及び左右の確認を怠ったということでございます。非常に、公用車を運転する立場からすれば、重大な事案だと受け止めております。

今後の職員に対する安全運転の指導ですが、必ず毎年 1 回、安全運転講習会は開催しているんですが、この事故の後も、大河原警察署から交通課の方を講師として呼びまして講習を行っています。全職員対象です。

講習の内容は、職員、改めて心に残ったフレーズとしては、だろー運転はやめましょーと、大丈夫だろー、車は来ないだろー、飛び出しはないだろーではなく、あるかもしれない、かもしれない運転に切り替えましょーと。つまり、車がやっぱり両方から来る可能性がある、人の飛び出しがあるかもしれない、そういうふうにより注意を払って運転に切り替えましょーというフレーズ。これについては、ほとんど 100 人近く受講はしているんですけれども、毎回、会計年度任用職員まではなかなか来られませんので、講習の内容については全職員共有

できるようにポータルサイト等で周知を図っております。

また、各課では朝礼を行っていますので、毎日、どの職員が公用車で現場に赴くのか、また急に現場に赴く際でも、上司、同僚からの安全運転への声かけなどは徹底しておる状況でございます。

なお、実質的な負担となりますと、車両保険も入っていたこともありまして、この損害賠償の額以外で町としての実質的な負担はございません。

以上でございます。

○議長（石森靖明君） 再質疑ありますか。

○2番（大橋武彦君） 組織として改善されたことがあるということであれば、よかったと……

○議長（石森靖明君） 立ってお願いします。

○2番（大橋武彦君） はい。組織として、そういうふうに改善点があったということであれば、よかったのではないかなと思います。

以上です。

○議長（石森靖明君） ほかに質疑ありませんか。5番吉田清君。

○5番（吉田 清君） 吉田清でございます。3点お伺いします。

1点目は、大きな事故であったようですが、町の公用車は全損になったのかが1点目。

2点目は、95%の高い過失割合となっていますが、当該運転者ですね、職員に対して、何らかの措置は適切に行われたのか。

3点目は、和解まで1年以上を要した理由は何なのか、お伺いいたします。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（藤原輝美幸君） まず、公用車は全損扱いとなりました。

2点目のその職員への処置といいますか、これは刑事責任と行政処分と、あと個人であれば民事責任も、交通事故にはそういう処分がつくんですが、刑事罰、行政罰、2つ処分されております。

なお、町として、この職員に対しての処分は実はまだなんです。というのは、相手方のドライバーさん、けがをしました。もう完治はしています。こちらについて、こういう場合は物損事故と人身事故と分けて損害賠償の額を算定することになります。つまり、今回上程させていただいたのは物損事故のみでございます。ですので、時期は未定なんですけれども、人身事故の分の損害賠償については、ただいま双方の弁護士で協議中でございますので、示談が成立しそうな段階でもう一度上程させていただきます。それが終わってから、町として職員に対する

処分等を検討することになります。

和解まで、確かに時間、かなり要してしまいました。そもそも、交差点での交通事故は、双方が走行していれば100対ゼロというのはなかなかございません。しかしながら、本町の当該職員の前方不注意、漫然運転ということで、相手方企業からはやはり、当初、本町では90%の過失ということで交渉させてスタートしたわけなんですけど、当然、相手の企業さんからすれば企業側に責任はないだろうという主張がございまして、保険会社同士での話し合いではすぐにはまとまらず、双方弁護士を立てて示談協議を進めてまいりました。その結果、このように多くの時間を費やしてしまったということでございます。

最終的には、90対ゼロでスタートしたんですが、訴訟ともなると今度は双方、訴訟費用もあれば大変時間も苦勞することになりますので、訴訟はやめましょうということで、95対5と落ち着いたところでございます。どうぞご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（石森靖明君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○2番（大橋武彦君） まず、全損ということなんですけれども、これ、代替車としては車両保険で賄うということですか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（藤原輝美幸君） 全損しまして、これは買取りした車両だったんですけれども、そのまま売却、廃車としました。その後、下水道部門のほうで車両をもう一度、不足するかどうか検討しまして、代替とか、あとは新規で購入したということは控えました。代替は準備しておりません。

○議長（石森靖明君） 再々質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。10番桜場政行君。

○10番（桜場政行君） 桜場です。

過失割合、今説明は聞きましたけれども、やっぱり95対5というのは本来からいくなかなか過失割合的にはお互いに納得がいけない点があるんですけれども、この95対5になった一つの要因として考えられるのは、相手方の車両が新車の場合、これは前に弁護士から聞いた話なんですけれども、お互い走行中であっても過失割合が95対5の可能性があるんだと、判例があるんですよ。実際、今回の事故に関しては相手方の車両は、新車というのは何年間をいうのか、3か月なのか半年なのか、そこはちょっと正確には把握していないんですが、相手方の車両はやはり新車だったんですかね。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（藤原輝美幸君） 令和２年度に購入されたトラックのようです。ただ、そういう企業、運送業の方からすれば、令和２年に買った車両が令和７年の１月に事故に遭ったと。本来は、トラックというのは大分長距離走るんですよ。普通車との感覚ともやはり違うと思われます。

しかも、その車両の、トラックの左後部の後輪と、あとは冷蔵冷凍車だったために、そのリフトといいますか、トラックの荷下ろしに使う重要な部分の部品がやはり大破したということで、新品という、普通車だったら４年、５年たっている車とはいいはれますけれども、やはり企業、事業として使う車であれば、やはり新しかったのではないかと認識はしております。

○議長（石森靖明君） 再質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 討論なしと認めます。

これより議案第６号和解及び損害賠償の額を定めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石森靖明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 ９ 議案第 7 号 令和 8 年度柴田町一般会計補正予算

日程第 10 議案第 8 号 令和 8 年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（石森靖明君） 日程第 9、議案第 7 号令和 8 年度柴田町一般会計補正予算、日程第 10、議案第 8 号令和 8 年度柴田町介護保険特別会計補正予算、以上 2 件を一括議題といたします。

本件 2 件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案番号及び議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。3 番平間康弘君。

○3 番（平間康弘君） 3 番平間康弘です。

第 7 号議案、33 ページ、2 款 1 項 4 目 18 節、コミュニティ事業は、24 区のどんな事業に助成したかをお尋ねします。

同じく 7 号議案の37ページ、10款 5 項 1 目18節、給食を受けない児童は、現在何名いますか。

この 2 点、お願いいたします。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（熊谷英樹君） 2 款 1 項 4 目のコミュニティ助成事業補助です。

こちら、一般財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業ですが、自治意識を盛り上げるための備品等が対象となります。今回は、第24区町内会事業として、町内会をはじめ、婦人防火クラブや農業生産組合が利用する入間田中央集会所のエアコンと空気清浄機の購入、そして会議室や台所、廊下などの照明設備19基のLED化が補助として採択されたものでございます。

○議長（石森靖明君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（杉本龍司君） 37ページの10款 5 項 1 目の18節の286万円の給食を受けない児童への給付金についてです。

現在、給食を受けない児童が何人いるかについてですけれども、完全給食停止が現在 8 名、給食のみ停止が現在18名、すみません、牛乳のみ停止が18名、牛乳のみ飲用している児童が 2 名となって、何らかの形で給食をストップしているのが合計で28名となっております。

なお、286万円の詳細についてですけれども、実は令和 7 年度は45名の、何らかの形で給食の全部または一部を停止しておりましたので、今回の補正は今後、例えば食物アレルギーまたは長期欠席等の理由により給食の停止、考えられるということから、昨年度の実績を参考に50 名で計算したところでございます。

以上です。

○議長（石森靖明君） 再質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。2 番大橋武彦君。

○2 番（大橋武彦君） 第 7 号です。31ページ、歳入の17款 2 項 6 目 7 節、地方スポーツ振興費補助金について伺います。

運動部活動の地域展開等推進事業として補助金が計上されております。これからの中学生のスポーツ環境を考える上で大変重要だと思っております。現在、学校部活動がありながら地域クラブも存在しています。子どもたちや保護者にとって、どこで活動するのか、誰が指導するのか、費用はどうなるのか、大会参加はどうなるのか、不安もあると思います。

そこで、伺います。この補助金なんですが、具体的にどの競技、どの学校、どのような事業に充てるものなのか、伺います。

もう1点、すみません、36ページ、6款1項3目18節負担金、補助及び交付金のしばたスマートアグリタウン推進事業補助についてです。

今回、3,540万2,000円という大きな補助金が計上されています。スマート農業や地域農業の振興はこれからの柴田町にとって大切だと思いますが、一方で町民から見ると、具体的に何に使われ、誰にどのような効果があるか分かりにくい部分もあります。今回の補助金は具体的にどのような設備や事業に使われるのか。補助対象は、聞いていいんですよね、補助対象は誰なのか。それから、できれば、担い手不足の対策、集約向上につながっているものなのか、事業実施後の成果をどのような指標で確認されて、それを町民に説明されているのか、伺います。

以上です。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。スポーツ文化振興課長。

○スポーツ文化振興課長（畑山慎太郎君） 31ページ、歳入の17款2項6目第7節、地方スポーツ振興費補助金489万6,000円についての内容になります。

こちらの489万6,000円は、運動部活動の地域展開等推進事業で、休日の地域クラブ活動費等の支援と、中学校における部活動指導員の配置に対する補助金となります。国、県、町で3分の1ずつ補助するものとなります。休日の地域クラブ活動費等の支援についての対象経費につきましては、指導者の謝金、生徒の参加保険料、指導者の保険料の3つとなります。

あと次に、中学校における運動部活動指導員の配置に対する補助金につきましては、部活動指導員の報酬となります。37ページの歳出の10款1項2目教育管理費と10款4項3目スポーツ振興費の財源内訳で、特定財源のほうで国県支出金201万6,000円及び355万2,000円、こちらのほうに充当されていると、それで財源組替え、今回しているというような状況になります。

○議長（石森靖明君） 次に、農政課長。

○農政課長（宮武靖洋君） 6款1項3目、しばたスマートアグリタウン推進事業補助について説明させていただきます。

こちらは、国の地域未来交付金を活用しまして、スマート農業機械を導入する農業者に対して、購入金額の2分の1を補助するものです。

補助対象者につきましては、町内に5つの農業法人と、あと3名の認定農業者の方ということで、導入予定している機械につきましては、田植機が2台、トラクター2台、コンバイン2台、後づけの自動操舵システム1台、あとドローン1台の合計8台となっております。

この田植機やトラクターにつきましては、RTKと呼ばれる、GPSより精度の高い位置情報を取得して正確に農作業ができる機能を持っておりまして、自動運転も可能になっておりま

す。あと、コンバインにつきましては、稲の刈取りと同時に米の収穫量とか、あと水分、タンパク含有率等測定が行える機能もついてございます。後づけ自動操舵システムにつきましては、トラクターとか田植機などに後づけで取り付けることによって自動走行が可能になり、ドローンにつきましては、農薬とか肥料散布が短時間で正確に行えるものとなっております。

これらのスマート農業機械は、非常に高額になっておりますので、資金面で大きな負担となるものになりますけれども、この国の補助金を活用しまして導入することによって、農作業の省力化と効率化が図られまして生産性の向上も期待できますので、担い手が不足している現状については大きな手助けになるものと考えているところです。

今回の事業に関しては、国にK P I 設定しておりまして、1つ目がスマート農業機械の作業面積の増加、あと2つ目として身体的負担の軽減、3つ目としまして人件費コストの低減ということで、このK P I の設定に基づいて、事業実施後3年間、毎年国のほうに報告する内容となっております。

以上となります。

○議長（石森靖明君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○2番（大橋武彦君） 大橋です。再質疑、今の件についてです。

これを、できれば町民に何か説明していける場とかがあればいいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（宮武靖洋君） 今の意見についてなんですけれども、できるだけご理解いただけるように、こういうスマート農業機械、今、圃場整備をしまして、大きい圃場でやる場合は非常に有効なものとなっておりますので、あらゆる場面と、あとホームページ等で、参考にご説明できればと考えております。

○議長（石森靖明君） 再々質疑ありますか。（「終わりです。以上です」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

同じく議案7号の36ページ、8款土木費の4項3目12節委託料、公園樹木等管理委託料の詳しい説明をお願いします。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 36ページ、8款4項3目12節の公園樹木等管理委託料（寄附）110万円についてですけれども、こちらの内容としましては、船岡城址公園内に花木111本を植

栽する計画であります。

城址公園内の植栽場所につきましては、山頂の南側斜面ですね、梅畑、それから早春の丘付近を主に計画をしております。種類としましては、松月桜、河津桜、ニホンマンサク、ハナズオウなどの花木を計画しているところです。

来年度、スロープカーの開通も控えておりますので、山頂付近に、そういったスロープカーを使って集客につながるような植栽ということで計画をしております。

以上となります。

○議長（石森靖明君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） いろいろな寄附があつて植樹するのはいいんですけども、管理はどのように行っているのでしょうか。何か植えっ放し的に感じてしまうんですけども、どのように行っていますか。

○議長（石森靖明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 管理につきましては、城址公園、非常に面積広いので、都市建設課のほうのこの公園樹木管理の予算も使いますし、あとは観光地整備委託の中で公園全体の維持等も行っておりますので、そちら両面から植栽等の管理をやっていきいたいと考えております。

○議長（石森靖明君） 再々質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論に当たっては、議案番号及び議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石森靖明君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号令和8年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石森靖明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号令和8年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石森靖明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時01分 散 会

上記会議の経過は、事務局長鹿又博文が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年6月10日

議 長 石 森 靖 明

署名議員 4 番 笠 松 均

署名議員 5 番 吉 田 清